

裁 決 書

審査請求人

[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]

同代理人

[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]

処分庁

[REDACTED]

審査請求人が、平成30年5月29日に提起した処分庁による生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）第63条に基づく費用返還決定処分に係る審査請求について、次のとおり裁決する。

主 文

処分庁が、平成30年4月3日付けで行った法第63条に基づく費用返還決定処分を取り消す。

事案の概要

- 1 平成23年9月1日付けで、処分庁は、審査請求人（以下「請求人」という。）に対し、法による保護を開始した。
- 2 平成29年12月25日付けで、請求人は処分庁に対し、資産申告書を提出した。

- 3 平成30年4月3日付けで、処分庁は請求人に対し、「請求人に請求人の長男（以下「長男」という。）と長男の元従業員（以下「B氏」という。）よりの入金（私的入金）があったため、保護に要した費用を返還する義務がある旨定めた法第63条に基づき、返還決定します。」との理由により、法第63条の規定による費用返還決定処分（以下「本件返還決定」という。）を行い、通知した。
- 4 平成30年5月29日、請求人は、大阪府知事に対し、本件返還決定の取消しを求める本件審査請求をした。

審理関係人の主張の要旨

1 請求人の主張

(1) 本件審査請求の理由の趣旨は、次のとおりである。

ア 返還金の対象額241,000円は、私的収入ではなく、説明したことが真実であり、返還するべき収入でないため。入金してきた2名が金を援助したものでないと文書で提出したのに2人に確かめてもない。

イ 請求人のA銀行の口座に長男とB氏から振込された241,000円を「私的収入」であるから生活保護に要した費用を返還する義務がある旨定めた法第63条に基づき返還決定する。以上のように241,000円を一括で5月31日までに納入するよう決定書が送られてきた。

この振込に関して請求人は隠すつもりもなく、はじめから通帳を見せに処分庁に行った時、担当に自分からこの件について理由を話した。ですが「おかしい話し」「まったくわからない」と何度も説明しても「返還してもらうことになる」と言い上司を呼び、その人からは「悪の片棒をかついで…」とはじめて会った私に何も聞くことなくそう言った。

ウ 7年ほど前もB氏にかわり保険屋からの仮払を意識不明であり、身動きできなかった為、頼まれて口座に入金されたが、その件は当時の担当と上司の方に説明してわかってもらった。

その時の事故でB氏は2級の障害者となったが、後遺症が脳にあり、びまん性軸索損傷、脳挫傷、高次機能障害という後遺症が残っており、通帳、カード、パスワードなど

すぐ忘れサイフを失ったり免許証など昨年6回以上再発行したようである。だからある程度のお金はネットバンクに入っていて通帳をもたないようにしているらしく、その時もC銀行とかからの振込だった。請求人はすぐに出金して本人に2回とも渡した。コンビニと一緒にいった時待ち合わせをして渡したと記憶している。口座を貸すことはだめとしていたので、2回くらいと軽い気持ちで担当に話せばわかってもらえると信じていた。

エ 私的にお金を援助してもらうなら年金の振込口座など使用しないし現金書留とかのちがう方法で隠せただろう。

請求人はいくらいっても請求人がおかしいみたいに言われ分割で払うつもりでいたが、この件に文書で理由弁明をした長男に「使ってもないお金を払うってそれはおかしい」と言われ、あらためて自分の判断がまちがっていたと思い異議申し立てをした訳である。

(2) 審理員が平成30年11月21日に受理した請求人の反論書には、次の趣旨の記載がある。

ア 請求人とB氏の関係

長男は、会社を経営しているところ、平成23年1月から、アルバイトの営業職としてB氏を雇用していた。長男は、同年5月の連休明けからは正規の従業員としてB氏を雇用していた。

こうした関係もあり、請求人とB氏とは知り合いであった。

イ 本件に至る経緯

(ア) B氏は、平成23年6月にトラックに後方から追突されるという交通事故に遭い、一時はICUに入るほど生命が危ぶまれる状態であった。

B氏は、「びまん性軸索損傷、多発脳挫傷」と診断され、しばらく入院し、退院後の通院治療をしていたが、同交通事故に起因する脳外傷による高次機能障害が残存した。

現在も後遺障害として、記憶障害（特に短期記憶障害）が残り、医師からも以前の営業職への復帰が困難と診断されており、自動車損害賠償保障法上の後遺障害診断等級2級と認定されている。

(イ) B氏は、記憶障害の影響で、通帳やキャッシュカードを頻繁に紛失しており、金銭が必要な時にすぐに金銭を引き出すことができず、日常生活に困難をきたすようになった。そのため、B氏は通帳やキャッシュカードを持つことをしなくなり、また財布

も落としてしまうことがよくあったため財布には多額の金銭を入れないようにして、全てネットバンキングで対応するようになった。

しかし、大きな額の現金が必要なときもあり、その際、雇用主であった長男の母親で知人である請求人に依頼し、B氏の金銭を請求人の口座に送金し、送金した金銭を請求人に引き出してもらい、当該金銭を現金で請求人から受け取っていた。その金銭が、B氏から請求人に振り込まれた平成29年4月12日、同月24日の振込みである。請求人は、当該金銭全てをB氏に手渡している。

B氏が請求人に依頼したのは、当時、B氏はD市に居住していたため、同じくD市に居住していた請求人であれば、B氏が振り込んだ金銭を引き出して、すぐにB氏に渡すことができるからである。

(ウ) 長男は、B氏に記憶障害があり、通帳やキャッシュカードを管理することができない状況にあることを知っていたため、本来B氏に振り込むべき金銭を請求人に振り込み、請求人からB氏に現金で渡してもらっていたものである。

その金銭が、長男から請求人に振り込まれた平成29年5月17日、同月26日の振込みである。請求人は、当該金銭を全てB氏に手渡している。

長男が、直接B氏に現金を手渡ししなかったのは、長男が多忙であったことや、長男はE県F市に居住しているが、B氏は上記のとおり、当時D市に住んでいたためである。

(エ) 以上のとおり、請求人へのB氏及び長男からの振込みは、請求人への援助ではなく、B氏へ手渡すべき金銭を振り込んだものである。

このことは、前記(1)、B氏及び長男の申立書からも明らかである。

ウ 処分庁の処分理由には根拠がない

(ア) 処分庁は、B氏及び長男からの申立書は、同一人物が作成したものと考えられ、また署名は別人と考えられることから、B氏及び長男の申立書は客観的に正当であると認めがたく、本件返還決定は正当であると主張する。

(イ) しかし、B氏及び長男のそれぞれの署名は間違いなく本人が署名したものである。B氏が、本件とは無関係に作成した委任状の署名をみると、本件のB氏の署名と全く同じであり、B氏の申立書はB氏自身が署名したもので間違いはない。

また、B氏及び長男の申立書が、書式や体裁、誤記が同じであることから同一人物が作成したと認定している。しかし、前記イのとおりB氏には記憶障害があり、読み書きが難しい状態にあることから、長男がB氏が申立書を作成する際に手助けしてあ

げたものであるが、それでもB氏が申立書の内容が間違いないことを確認したうえで、自分自身で申立書に署名・押印していることから、申立書はB氏が作成したものである。

(ウ) 請求人は、B氏及び長男から振り込まれた金銭について振り込まれた当日に引き出している。仮に、B氏及び長男からの振込みが請求人に対する援助だとすれば、請求人がすぐに引き出す理由はなく、日常生活で足りない分をその都度引き出せばすむことである。しかし、請求人がB氏及び長男から振り込まれた金銭をすぐに引き出しているということは、当該金銭がB氏の金銭であり、すぐにB氏に手渡す必要があったことの何よりの証左である。なお、平成29年4月24日にB氏から振り込まれた1,000円は引き出されていないが、この1,000円は、現金を引き出す際に手数料がかかるところ、その手数料代金として振り込まれたものであるため引き出していないものである。

また、請求人とB氏は、単なる知人程度に過ぎず、B氏が請求人に振り込みをする理由がない。さらに、長男についても、これまで請求人は長男から援助を受けることなく、生活保護の範囲内で生活してきており、特に緊急の出費があったという理由もなく、請求人が長男に援助を求める理由がない。

(エ) 以上のとおり、処分庁の処分理由には根拠がなく、本件返還決定は違法・不当なものである。

(3) 請求人から提出のあった証拠書類には、次の記載がある。

ア 平成27年8月4日付けの神経系統の障害に関する医学的意見書には、「以前の営業職への復職は困難であることは言うまでもなく、就業（業種に関係なく）自体が困難である。記憶低下、集中力・注意力低下が日常生活に大きなさまたげとなっている。」との記載がある。

イ 平成30年4月3日付けの本件返還決定通知書には、決定理由として、「請求人に長男とB氏よりの入金（私的入金）があったため、保護に要した費用を返還する義務がある旨定めた法第63条に基づき、返還決定します。」との記載があり、返還額として241,000円の記載がある。

2 処分庁の主張

(1) 審理員が平成30年8月9日に受理した処分庁の弁明書には、次の趣旨の記載があ

る。

ア 本件返還決定に至る経過

(ア) 平成23年9月1日 処分庁にて請求人の生活保護開始。

(イ) 平成29年12月25日 資産申告のため請求人が来所。A銀行の請求人名義の口座へ

- ・平成29年4月12日 B氏 100,000円
- ・平成29年4月24日 B氏 1,000円
- ・平成29年4月24日 B氏 100,000円
- ・平成29年5月17日 長男 10,000円
- ・平成29年5月26日 長男 30,000円

の計241,000円の入金記録があり聴取する。

長男は、元従業員であるB氏が記憶を忘れがちな障害があるため金銭管理を行っており、長男から忙しいため請求人を經由してB氏にお金を渡すよう頼まれた。請求人はB氏と駅等で待ち合わせをして長男から振込まれた現金を渡すも領収書のやり取りはなかったと弁明。その旨の申告書を徴取する。

請求人より後日資料を提出すると申し出。資料がない場合返還になることを説明する。同日、長男に対し扶養照会を行う。

(ウ) 平成30年1月18日 請求人宅への家庭訪問時に、長男に連絡をしているので資料の提出はもう少し待つて欲しいとの申し出。資料等を基に処分庁で判断すると説明する。

(エ) 平成30年3月2日 請求人へ架電するも不在であったが、同日返電がある。長男とB氏に話をしているので、もう少し待つて欲しいとの申し出であったが、早急な提出を指導。請求人は長男から頼まれてB氏へ金銭を渡すために通帳を貸しただけだと訴える。また、同日長男から3月末までには資料を提出するため待つて欲しいと連絡あり。

(オ) 平成30年3月26日 未だ資料の提出がないため請求人に架電し確認。昨日長男に連絡するとB氏の署名待ちであったが、処分庁へ送ったところだと聞いているとのこと。

(カ) 平成30年3月27日 長男及びB氏からの申立書、長男の扶養照会の回答が送

付される。

(キ) 平成30年4月3日 処分庁の「ケース診断会議」により、長男及びB氏からの申立書は、

- ・署名者は別人と思われる
- ・少々書きぶりを変えているが、書式や体裁、誤記が同じであり同一人物が作成したと考えざるを得ない

ことから、内容が客観的に正当であると認め難いと判断。

資産申告のタイミングとはいえ自ら申告をしていることから悪質性は高くはないと考えられるため法第63条に基づき本件返還決定を行う。

イ 本件返還決定の正当性について

法第63条は、「被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない。」と定めている。また、「生活保護法による保護の実施要領について」(昭和36年4月1日厚生省発社第123号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。)第8-3-(2)-イ-(ア)において、「他からの仕送り、贈与等による金銭であって社会通念上収入として認定することを適当としないもののほかは、すべて認定すること。」と示されている。本件返還決定に至る経過に記載のとおり、本件入金が発覚したのは資産申告時の本人からの通帳の提示によるものであり、また、請求人も口座を貸すことはいけないことだと認識していることから、処分庁として、悪質性が高いと認識しているものではない。本件について処分庁は、ケース診断会議を開催した上で、本件入金が「仕送り、贈与等による金銭」にあたると判断し、次官通知第8-3-(2)-イ-(ア)に基づき本件入金の合計額である241,000円を全額収入として認定することとした結果、本件入金が行われて以降に支給した保護費のうち、241,000円については、「平成29年4月から平成29年5月までの間に発生した資力がありながら保護を受けた」ことに該当することとなったため、本件返還決定を行ったものであり、違法又は不当な点はない。したがって、本件審査請求は棄却されるべきである。

(2) 処分庁から提出のあった証拠書類には、以下の記載がある。

ア 平成29年12月25日に処分庁が受理した資産申告書に添付されたA銀行の通帳の写しには、B氏から、同年4月12日及び同月24日に、合わせて201,000円の振込があった旨の記載があり、また、長男から同年5月17日及び同月26日に、

合わせて40,000円の振込があった旨の記載がある。

イ 平成29年12月25日に処分庁が受理した請求人の証明(申告)書には、「B氏の記憶と忘れがちな為、長男から私に入金してB氏に渡すよう頼まれた。長男がB氏の代理人であるので、B氏が障害者の為通帳」との記載がある。

ウ 平成29年12月25日付けのケース記録票には、資産申告書の提出について、「請求人より、証明書もらうが、不明なため本人の申し出より、後日、資料提出すること。ない場合、返還金になることを話した。」との記載がある。

エ 平成30年3月2日付けのケース記録票には、「請求人は、A銀行の口座へのB氏から100,000円、1,000円、100,000円の入金、長男からの入金10,000円、30,000円の入金 合計241,000円は長男から頼まれて、B氏へ渡すためのお金のお金、通帳を貸しただけで仕送り等の自分のお金ではないと訴えあった。」との記載がある。

オ 平成30年3月27日付けで処分庁が受理した長男からの申立書には、「振込み人口座に記入されているのは私に間違いありません。ただ、処分庁が請求人に指摘している生活援助と言うのは一切否定しておきます。私が請求人に援助するつもりはありませんし今後もないと考えています。振込み理由に付きましては、私と請求人と共通の知人でB氏と言う人物がいるのですが、B氏はその時D市に在住していたようで、その方に私がお金を送る際に請求人の口座を無理言って使わせていただきました。と言うのもB氏自身の口座を使用すればいいのですが私がB氏に振り込むタイミングでほぼほぼB氏は自身の通帳等を紛失したりして振込み先がありませんでしたので請求人の口座を使用させていただきました。理由としてはこれだけですが、軽率だったと思います。振込み金額は添付書類を見てみると約4万円ですがこれは間違いなくB氏に対するものであり請求人に対するものでは絶対ありません。その四万円もB氏自身も受けとりの電話もいただいた記憶もありますしそのお金も返していただいています。」との記載があり、長男の署名・押印がある。

カ 平成30年3月27日付けで処分庁が受理したB氏からの申立書には、「請求人の口座にお金を約20万円振り込みしたのは事実ですがその約20万円はC銀行にある私のお金をキャッシュカードで引き出そうとしたのですがカードを紛失していて出金できませんでした。ただすぐにお金が必要だったため、それとネットバンクなのでネット上でお金の移動が出来たので請求人のことを思い出して出金をお願いをしました。請求人に援助するとかではありません。」との記載があり、B氏の署名・押印がある。

キ 平成30年4月3日付けのケース診断会議記録票には、問題点として、「資産申告書より、請求人のA銀行の口座にB氏（長男の会社の元従業員）と長男より、合計241,000円の入金あり。資産申告についても遅延であったため、何度も提出するよう指導していた。平成29年12月25日に提出があり、入金判明。請求人の証明（申告）書ではよくわからなかったため、長男達からも入金は仕送りではないという訴えがわかる挙証資料の提出を求めている。平成30年3月27日に長男とB氏より、資料提出があった。」との記載があり、診断結果として、「請求人より、申告があったため法第63条とし、241,000円を全額返還決定とする。今後、一切通帳等の貸し借りをしないよう口頭指導と請求人より証明（申告）書を提出させる。」との記載がある。

理 由

1 本件に係る法令等の規定について

- (1) 法第4条は、生活保護制度における基本原理の一つである「保護の補足性」について規定しており、その第1項において、「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。」と定めている。また、法第5条により、「この法律の解釈及び運用は、すべてこの原理に基いてされなければならない。」と定めている。
- (2) 法第8条第1項は、「保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする。」と定めている。
- (3) 法第63条は、「被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない。」と定めている。
- (4) 次官通知第8の1の(4)は、「収入の認定にあたっては、(1)から(3)までによるほか、当該世帯の預金、現金、動産、不動産等の資産の状況、世帯員の生活歴、技能、稼働能力等の状況、社会保険その他社会保障的施策による受給資格の有無、扶養義務者又は縁故者などからの援助及びその世帯における金銭収入等のすべてについて綿密な調査を行い、必要に応じて関係先につき調査を行う等収入源について直接に

把握すること。」と定めている。また、次官通知の第8の3の(2)のイの(ア)は、仕送り、贈与等による収入の取扱いについて「他からの仕送り、贈与等による金銭であって社会通念上収入として認定することを適当としないもののほかは、すべて認定すること。」と定めている。

2 審理員意見書及び大阪府行政不服審査会第3部会答申書（以下「答申書」という。）の要旨について

(1) 審理員意見書の要旨

ア 結論

本件審査請求は棄却されるべきである。

イ 理由の要旨

(ア) 申立書について

請求人は、本件入金は、記憶障害があり、通帳やキャッシュカードの管理ができない知人に振り込むべき金銭を一時的に請求人名義口座に振り込み、振込当日に請求人が引き出して知人に手渡したものであり、請求人への仕送り、贈与等ではないと主張している。

確かに、本件通帳にも、請求人の主張に沿う内容の記帳がなされており、振込をした2人から申立書は提出されているが、処分庁は、実際に請求人から知人に金銭の受け渡しが行われ、本件入金が請求人の利用し得る資産でないことを証する書類としては十分でない判断したものと認められる。

(イ) 請求人名義口座への振込入金について

請求人が、「口座を貸すことはだめと知っていた」と自ら認めるとおり、一般に、預金債権は、社会通念上預金口座の名義人に帰属するものと認めるのが相当とされており、請求人が主張する金銭受け渡しの事実が必ずしも明らかではないことから、処分庁は、本件入金が請求人に対する「仕送り、贈与等の収入」にあたるとして、前記1(4)に沿って本件返還決定を行ったものと認められる。

(ウ) まとめ

以上のとおり、本件入金が請求人の利用し得る資産かどうかは定かではないものの、処分庁が行った本件返還決定に違法又は不当な点があるとまでは認められない。

(エ) 上記以外の違法性又は不当性の検討

他に本件返還決定に違法又は不当な点は認められない。

(2) 答申書の要旨

ア 結論

本件審査請求は認容すべきである。

イ 理由の要旨

(ア) 請求人は、本件入金はB氏に手渡すべき金銭であり私的収入ではないと主張しており、また、長男の申立書及びB氏の申立書（以下「各申立書」という。）においても同様の説明が行われている。これに対して処分庁は、各申立書は、書体や体裁、誤記が同じであり同一人物が作成したと考えざるを得ないとし、内容が客観的に正当であるものと認め難いと判断している。

処分庁は、本件入金に係る預金債権は、預金口座の名義人である請求人に帰属するとの考えに加え、各申立書の体裁等からその内容が客観的に正当ではないとの判断から、本件入金は、請求人に対する「仕送り、贈与等による収入」に当たるとし、本件返還決定を行ったものと認められる。

(イ) 上記(ア)の処分庁の判断について、検討する。

a まず本件入金に係る預金債権は預金口座の名義人である請求人に帰属するとの考え方について、一般に預金債権は、振込依頼人から受取人の銀行の普通預金口座に振込があったときは受取人と銀行との間に振込金額相当の普通預金契約が成立し、受取人が銀行に対して振込金額相当の普通預金債権を取得するものと解するのが相当である（最高裁判所第二小法廷平成8年4月26日判決）。

このことから、本件入金については、預金口座の名義人である請求人が銀行に対して預金債権を取得するものではあるものの、当該預金債権の取得のみをもって、直ちに振込依頼人である長男及びB氏からの「仕送り、贈与等による収入」と認めることはできないものとする。

b 次に、各申立書は同一人物が作成したものであって内容が客観的に正当であるとは認め難いとの判断については、請求人は、記憶障害のために読み書きが難しい状態にあるB氏が申立書を作成するのを長男が手助けしたが、B氏は申立書の内容を確認した上で署名・押印しており、各申立書はそれぞれ長男又はB氏が作

成したものである旨の反論をしている。これに対して、処分庁は、弁明書で、書式や体裁、誤記が同じであり同一人物が作成したと考えざるを得ないことを論拠とするに留まり、それ以上に各申立書の内容が事実でないことの主張及び立証を行っていない。

c 上記a及びbから、前記2の(1)のイの(ウ)において審理員が述べるとおり、処分庁は、本件入金が、請求人の利用し得る資産かどうかは定かではないものの、それにもかかわらず本件返還決定を行っていることが認められる。

(ウ) 法第63条に基づく費用返還決定は、被保護者に対して金銭納付義務を賦課する処分であることから、処分庁は、本件入金が長男及びB氏からの「仕送り、贈与等に収入」に当たることを基礎付ける事実を具体的に主張立証することが求められる。

この点に関して、前記1(4)によれば、収入の認定にあたって、「扶養義務者又は縁故者等からの援助及びその世帯における金銭収入等のすべてについて綿密な調査を行い、必要に応じて関係先につき調査を行う等収入源について直接に把握すること。」とされており、それゆえ、処分庁は、本件返還決定に際して、本件入金が長男及びB氏からの援助に当たるか否かについて綿密な調査を行ったといえるかが問題となる。

しかしながら、前記(ア)及び(イ)のとおり、処分庁は、本件入金はB氏への現金手渡しのために行われたものであるという請求人の主張が事実と異なり、「仕送り、贈与等による収入」に当たることを基礎付ける事実の調査が十分行われておらず、この点の真偽が定かではないまま本件返還決定を行ったのであって、前記1(4)からも明らかな調査義務を尽くしていないものと評価せざるを得ない。

(エ) 以上より、処分庁は、本件入金が長男及びB氏からの「仕送り、贈与等による収入」に当たることを基礎付ける事実についての調査を尽くしていない点で、本件返還決定は違法であり、取り消されるべきである。

したがって、本件審査請求は認容すべきである。

3. 本件返還決定について

(ア) 請求人名義口座への振込入金について

請求人が、「口座を貸すことはだめと知っていた」と自ら認めるとおり、一般に、預金債権は、社会通念上預金口座の名義人に帰属するものと認めるのが相当とされており、請求人が主張する金銭受け渡しの事実が必ずしも明らかではないことから、処分庁は、本件入金が請求人に対する「仕送り、贈与等の収入」にあたるとして、

前記1(4)に沿って本件返還決定を行ったものと認められる。

(イ) 処分庁の判断について

請求人は、本件入金は、記憶障害があり、通帳やキャッシュカードの管理ができない知人に振り込むべき金銭を一時的に請求人名義口座に振り込み、振込当日に請求人が引き出して知人に手渡したものであり、請求人への仕送り、贈与等ではないと主張しており、本件通帳にも、請求人の主張に沿う内容の記帳がなされている。

しかしながら、処分庁は、振込をした2人に対して直接調査を行った形跡や、請求人の主張を否認するに足る資料は見当たらず、提出された申立書に疑義があることのみをもって本件返還決定を行ったものと認めざるを得ない。

(ウ) まとめ

以上のとおり、本件返還決定の前提となる、本件入金が「仕送り、贈与等による収入」に当たるかどうかについて必要な調査を尽くしたとは認められないことから、本件返還決定に至る過程には瑕疵があるといわざるを得ず、取消しを免れない。

(エ) 上記以外の違法性又は不当な点は認められない。

他に本件返還決定に処分に違法又は不当な点は認められない。

4 結論

以上のとおり、本件審査請求には理由があることから、行政不服審査法第46条第1項の規定により、主文のとおり裁決する。

令和元年9月20日

審査庁 大阪府知事 吉村 洋文



教 示

- 1 この裁決に不服がある場合には、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して1箇月以内に、厚生労働大臣に対して再審査請求をすることができます。

2 この裁決については、上記1の再審査請求のほか、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

また、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、大阪府を被告として（訴訟において大阪府を代表する者は大阪府知事となります。）、裁決の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、不服申立ての対象とした処分が違法であることを理由として、裁決の取消しを求めることはできません。

3 ただし、上記1又は2の期間が経過する前に、この裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、再審査請求をすること又は処分の取消しの訴え若しくは裁決の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記1又は2の期間やこの決定があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても再審査請求をすること又は処分の取消しの訴え若しくは裁決の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

